

ひたちなか市移住支援金 チェックリスト

・この制度は、本申請した日から5年以上継続してひたちなか市に居住する意思があることを条件としています。

・災害、病気等のやむを得ない事情を除き、**申請後5年以内に市外に転出された場合は、返金の対象となる可能性があります**ので、ご注意ください。

1 移住元に関する要件

| | | |
|---------------------------------------|---|--------|
| (1) 住民票を移す直前の10年間について、下記①～③のいずれかに該当する | | はい・いいえ |
| <input type="checkbox"/> | ①「東京23区に住民票を置いている期間」が通算5年以上である。 | |
| <input type="checkbox"/> | ②「東京圏（東京都23区外、埼玉県、千葉県、神奈川県）のうち条件不利地域以外の地域に住 民票を 置き、東京23区へ通勤（雇用者としての通勤の場合、雇用保険の被保険者としての通勤に限 る。）していた期間」が通算5年以上である。 なお、東京圏（東京都23区外、埼玉県、千葉県、神奈川県）のうち条件不利地域以外の地域 に住民票を置き、東京23区内の大学等へ通学していた方で、東京23区内の企業等へ就職した方 （ただし、雇用保険の被保険者としての就職に限る。）については、通学期間を修業年限を上限 （ただし、高等専門学校は2年を上限）として、通学期間も対象期間とすることができる。 | |
| <input type="checkbox"/> | ③「上記①と②を合算した期間」が通算して5年以上である。 | |
| (2) 住民票を移す直前の1年間について、下記①～③のいずれかに該当する | | はい・いいえ |
| <input type="checkbox"/> | ①「東京23区に住民票を置いていた期間」が連続して1年以上である。 | |
| <input type="checkbox"/> | ②「東京圏（東京都23区外、埼玉県、千葉県、神奈川県）のうち条件不利地域以外の地域に住 民票を置き、東京23区へ通勤（雇用者としての通勤の場合、雇用保険の被保険者としての通勤に 限る。）していた期間」が連続して1年以上である。 なお、東京圏（東京都23区外、埼玉県、千葉県、神奈川県）のうち条件不利地域以外の地域 に住民票を置き、東京23区内の大学等へ通学していた方で、東京23区内の企業等へ就職した方 （ただし、雇用保険の被保険者としての就職に限る。）については、通学期間を修業年限を上限 （ただし、高等専門学校は2年を上限）として、通学期間も対象期間とすることができる。※東 京23区への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該一年の起算点とすること ができる。 | |
| <input type="checkbox"/> | ③「上記①と②を合算した期間」が連続して1年以上である。 | |

2 移住先に関する要件

| | | |
|--|---|--------|
| 下記(1)～(5)の いずれか に該当する | | はい・いいえ |
| (1) テレワークに関する要件 下記①～⑤の 全て に該当する | | |
| <input type="checkbox"/> | ①所属先企業からの命令でなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠 とし、移住元での業務を引き続き行うこと。 | |
| <input type="checkbox"/> | ②国が別途実施する地方創生テレワーク交付金の対象事業による支援、助成を受けていないこと。 | |
| <input type="checkbox"/> | ③原則、恒常的に通勤していないこと。 | |
| <input type="checkbox"/> | ④勤務先から通勤手当（定期券相当の交通費）の支給を受けていないこと。（通勤実績がある場 合は要相談。） | |
| <input type="checkbox"/> | ⑤申請者もしくは同一世帯の者が移住先の市町村において住宅を新築または購入したこと（申請 までに購入予定も含む）。 | |

| | |
|--|--|
| (2) 関係人口に関する要件 下記①及び②～③の いずれか に該当する | |
| <input type="checkbox"/> | ①ひたちなか市内に住宅を新築または購入していること。 |
| <input type="checkbox"/> | ②県内の農林水産業（専業に限る）へ就業，または承継していること。 |
| <input type="checkbox"/> | ③市町村等(※)において「認定新規就農者」や「認定農業者」の認定を受けていること。 |
| <input type="checkbox"/> | (※)複数市町村で農業を営む農業者が「認定農業者」に係る経営改善計画の認定を申請する場合は，営農区域に応じて都道府県又は国が認定。 |
| (3) 就職に関する要件（一般の場合） 下記①～③の 全て に該当する | |
| <input type="checkbox"/> | ①茨城県が開設している就職マッチングサイトに掲載された対象求人に応募し，採用されること（予定を含む）。 |
| <input type="checkbox"/> | ②就業者にとって3親等以内の親族が代表者，取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。 |
| <input type="checkbox"/> | ③週20時間以上の無期雇用契約であること。 |
| (4) 就職に関する要件（専門人材の場合） 下記①～③の 全て に該当する | |
| <input type="checkbox"/> | ①内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材支援事業又は先導的人材マッチング支援事業を利用して移住及び就業すること（予定を含む）。 |
| <input type="checkbox"/> | ②週20時間以上の無期雇用契約であること。 |
| <input type="checkbox"/> | ③目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等，離職することが前提でないこと。 |
| (5) 起業に関する要件 | |
| <input type="checkbox"/> | 茨城県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けること（予定を含む） |

3 その他の要件

| | | |
|--------------------------|--|--------|
| 下記①～②の 全て に該当する | | はい・いいえ |
| <input type="checkbox"/> | ①暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。 | |
| <input type="checkbox"/> | ②日本人である，又は外国人であって，出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」，「日本人の配偶者等」，「永住者の配偶者等」，「定住者」，及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住」者のいずれかの在留資格を有すること。 | |

4 世帯の場合のみ

| | | |
|--------------------------|---|--------|
| 下記の 全て に該当する | | はい・いいえ |
| <input type="checkbox"/> | 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において，同一世帯に属している。 | |
| <input type="checkbox"/> | 申請者を含む2人以上の世帯員が移住後において，同一世帯に属す予定。 (申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも，移住支援金の本申請時において移住後，在住期間が3月以上1年以内である必要あり) | |

※条件不利地域：次の指定を受けている以下の市町村となります。

- 【東京都】 檜原村，奥多摩町，大島町，利島村，新島村，神津島村，三宅村，御蔵島村，八丈町，青ヶ島村，小笠原村
- 【埼玉県】 秩父市，飯能市，本庄市，ときがわ町，横瀬町，皆野町，小鹿野町，東秩父村，神川町
- 【千葉県】 館山市，旭市，勝浦市，鴨川市，富津市，いすみ市，南房総市，東庄町，長南町，大多喜町，御宿町，鋸南町
- 【神奈川県】 山北町，真鶴町，清川村